● 電灯・電力工事申込要領 ※全社提出

(**1**) **電気申込の流れ** 下記の3つのいずれかになります。

● 自社で装飾を手配する場合

⇒ 申込書をご提出ください。

●レンタル装飾を利用し、電力・設備の追加・変更をする場合□⇒申込書をご提出ください。

●レンタル装飾を利用し、追加工事を必要としない場合 ⇨ 申込書の提出は不要です。

※会場ピットをあけての一次幹線工事については事務局指定の電気幹線工事業者のみとなります。

② 電気工事費

電気申込容量	1次幹線工事費	電気使用料金	合 計	(例)
1.00kW まで	¥9,500	¥2,500	¥12,000 —	1 次幹線工事費 … ¥9,500/1kW +
2.00kW まで	¥19,000	¥5,000	¥24,000	電気使用料金 … ¥2,500/1kW
3.00kW まで	¥28,500	¥7,500	¥36,000	※必ず1次幹線工事費と電気使用料金の両方の金額がかかります。
4.00kW まで	¥38,000	¥10,000	¥48,000	
5.00kW まで	¥47,500	¥12,500	¥60,000	
6.00kW まで	¥57,000	¥15,000	¥72,000	(消費税別)

- ※電気使用料金は、申込容量に基づき、0.5kW ごとに ¥1.250 換算となります。
- ※ 100V に加え 200V を供給する場合は、それぞれの使用電力の合計別に工事費と電気使用料金がかかります。
- ※2次配線工事費は、別途お見積りいたしますので、電気会社にお問い合わせください。
- ※請求書を直接電気会社より送付しますので、不明点は電気会社にお問い合わせください。
- ※提出期限以降の一次幹線工事の申し込み・変更は設計の修正、施設への再申請等の作業が発生する為、 費用がかかります。

③ 電気方式

交流単相	100 ボルト/ 200 ボルト	50 ヘルツ
交流三相	200 ボルト	50 ヘルツ

※上記以外の特殊電圧・周波数は配給できませんので、ご注意ください。

④ 小間内電気 供給期間

搬入2日目の正午より開始します。

搬入2日目 正午~午後10時

会期1日目 午前8時~会期終了まで

会期2日目 午前8時30分~会期終了まで 会期最終日 午前8時30分~会期終了まで

- ※供給開始時間以前に電気の供給を必要とする場合については、原則展示ホール内に設置されている作業用コ ンセントをご使用ください。搬入、搬出全ての時間においてご使用可能です。(会期中はご使用頂けません。) 延長コード、ドラムコードリール等は出展社様にてご用意ください。
- ※延長コード、ドラムコードリール等を使用する場合は、必ずコードを延ばしきった状態でお使い頂き、巻いた 状態でのご使用は火災の原因となりますので絶対に行わないでください。
- ※供給開始時間以前に機械の調整、試運転等のためブース内で電気供給を必要とする場合には、提出期限まで に事務局指定電気工事会社にご相談ください。(有料。なお、ブース内照明の調整・電動工具の使用での早期 送電のご依頼は受けつけておりません。)提出期限以降の早期送電のお申込みにつきましては、電気の安全な 設計・管理上ご希望に添えない場合がございます。
- ※送電時間の延長についても上記に準じます。事前に事務局指定電気工事会社へご相談ください。

⑤ 電気の供給

出展社が特別な小間内電気工事を行う場合、必ず電気の供給および工事について電気会社に指示をしてください。それに基づき電気の供給幹線を電気会社で小間袖まで配線し、開閉口を設けます。

- ※小間内への電気幹線ケーブルの引き込みは極力目立たない場所にするよう留意しますが、 会場内電源ピットの都合上ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- ※2小間以上でご出展の場合も開閉器は1ヶ所とします。
- ※漏電値が大きい場合は、各小間にて絶縁トランスを設置してください。

⑥ 期間中の保守

設営時・会期中・撤去時は電気保守要員が会場内に常駐しています。万一電気事故等が 生じた際は事務局までご連絡ください。

⑦ 小間内電気工事施工上の注意

- (1) 小間内への送電作業は主催者ではなく東京ビッグサイトで行います。送電後の開閉器の 移動や電気容量の変更等については施設側の事前承認が必要なため、施工上止むを得な いと事務局指定電気工事会社が判断した場合を除き、受理致しかねます。予めご了承く ださい。
- (2) 幹線容量と一次側電源の設置位置については小間内工事を始める前に必ずご確認頂き、変更がある場合には早期に施工カウンターまでご連絡をお願いいたします。 (搬入1日目の17時までとさせて頂きます)主催者が設けた一次側のケーブルは出展社様で外さないようお願いいたします。 送電後に発生した停電を伴う作業(対応可能な作業のみ)については搬入2日目の夕方以降の対応とさせて頂きます。(有料となる場合がございます。予めご了承ください。)
- (3) 電気工事を行う場合は、電気工事士法に基づく所定の資格を有するもの及び、低圧電気 取扱い特別教育修了者が作業を行うこと。尚、主幹開閉器への接続工事は作業指揮者特 別教育修了者の指示のもと上記資格を有する者が工事を行うこと。
- (4) 施工は、電気用品取締法、電気設備に関する技術基準を定める経済産業省令、電気設備 に関する技術基準、内線規定および東京都火災予防条例等の基準により行うものとし、 特に次の事項に留意すること。
 - a. 配電盤・分電盤または開閉器は点検に便利な場所に固定し設けること。ストックルーム内などに 設ける場合は、その前面に操作障害となる物品を置かないこと。
 - b. 照明器具および機器の配線には F ケーブルと同等以上の電線を使用するとともに、止むを得ず 床面露出をする場合は十分に保護し、つまづき、転倒防止のためスロープを設けること。 また、ビニー ルコードの流し引きを行わないこと。
 - c. 小間内電気設備のブレーカーは漏電ブレーカーを使用すること。
 - d. 展示会場内(屋内)に 20kW 以上の変圧器(乾式)を持ち込む場合は、消防等審査が必要となりますので、事前にご相談ください。
 - e. 対地電圧が 150V を超える機器および配電盤には、絶縁不良による感電防止のため接地工事をすること。
 - f. 白熱電灯、抵抗器その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、可燃物を加熱するおそれのないよう設けること。また、機器には入場者の火傷などの危険防止措置、および地震動等による転倒防止措置を施すこと。
 - g. 100V の分電盤は箱入りを使用し、1.5kW ごとに分岐してください。その設置場所は点検保守に容易な位置とすること。
 - h. 電線の接続は圧着端子等適切な電気材料を使用すること。電気用品は PSE マークを有する物を使用すること。
 - i. 電灯の口金・受け口等の充電部は露出させないこと。
 - j. 退場の際は、必ず小間内の 24 時間通電に必要な回路以外はスイッチを切ること。
 - k. 小間内の主幹開閉器一次側は事務局指定工事業者の工事区分となりますので、絶対に触らないでください。

⑧ 電気設備の検査

工事中および開催中消防署の検査が行われます。その際、経済産業省令、電気設備に関する技術基準、内線規定および東京都火災予防条例に照らし、不完全な工事の場合は電力供給を停止させる場合もあります。

9 保護装置

電源異常および事故による停電、または電圧降下のために実演出展物、装置等を損傷した場合、事務局はその責任を負いかねますので、出展社は実演にあたり事故を防止するための十分な保護装置を施してください。

⑩ 小間内電気 設備工事

スポットライトや蛍光灯、コンセント、その他照明類のレンタルをご希望される場合は、 直接事務局指定の電気会社までお問い合わせください。

① その他注意事項

- (1) 蛍光灯・高圧水銀灯などは合計容量を定格の 1.5 倍としてください。
- (2) 蛍光灯・高圧水銀灯は高力率を使用してください。
- (3) 配置図が申請書に記入できない場合は、別図を提出してください。
- (4) 作業者は作業中必ず電気工事士免状を携帯してください。
- (5) 単相 200V は必ず明記してください。
- (6) 冷蔵庫・水そう等 24 時間送電が必要な場合は、必ず明記してください。
- (7) 会場設備の都合により、会場での電源位置変更はできません。

12 電灯・電力工事申込書 記入例

